

内閣参質二〇一第一六五号

令和二年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出緊急事態宣言下の施策の実施状況等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出緊急事態宣言下の施策の実施状況等に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び六について

お尋ねの「店舗等の事業者に対する休業要請はどの程度遵守されたのか」及び「個人の行動抑制は、どの程度遵守されたと判断しているのか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る政府の対応等の検証については、安倍内閣総理大臣が、令和二年六月十五日の参議院決算委員会において、「これまで政府が実行してきた事業の効果や実施状況などについて・・・感染が終息した後の適切な時期にしっかりと検証を行う方針でございます」と答弁したところであり、その具体的内容等について、現時点でお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「通勤電車ないし公共交通機関において感染した新型コロナウイルス感染症患者数」については、把握していない。

五について

再度、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の規定

に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をする際の考え方については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和二年五月二十五日変更）において、「四月七日時点の感染の状況も踏まえて、令和二年四月七日変更の基本的対処方針で示してきた考え方と基本的には同様の考え方立ち、オーバーシュートの予兆が見られる場合には迅速に対応することとし、直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断する」としているところである。